

長崎県大型工事マネジメント研究会委員



氏 名	職 名	備考
多田 彰秀	長崎大学教授	座長
古阪 秀三	京都大学准教授	
平野 吉信	広島大学教授	
谷村 隆三	長崎県建設業協会会長	
川島 邦元	長崎県建設業協会建築委員会委員長	
前田 富雄	長崎県建設専門業種団体協議会会長	
岩永 洋一郎	長崎県建設専門業種団体協議会会員	
桑原 徹郎	長崎県土木部長	
田中 修一	長崎県土木部次長	
加藤 永	長崎県土木部参事監	
安武 清	長崎県土木部建築課長	事務局員
大場 光洋	長崎県土木部住宅課長	事務局員

※敬称略 順不同

長崎県大型工事マネジメント研究会

大型工事マネジメント研究会の意見

※平成21年7月より5回の研究会を開催し議論

設置の目的

長崎県が発注する大型建築工事において、多くの県内企業が適正な価格で参加できる新しい発注方式に関する調査・研究を行う。

委員：学識者3名、業界団体代表4名、行政3名 計10名
座長：多田彰秀長崎大学工学部教授

設置の背景

大型工事の問題点

1. 大型工事では、県内優先発注が困難。
(WTOルール、施工実績)
2. 県外企業が受注した場合、県内経済への波及効果が限定的との指摘あり。

県内企業の活用方針

1. 県内企業優先方針
・WTO対応のものを除き、県内企業に優先発注
・施工可能な企業が少ない場合には県外企業の参加を認める。(例：美術館等)
・入札参加を求める県外企業は、原則として県内に営業所を有すること。
2. WTO対応のものを除き、県内産資材・県内企業の原則使用
①使用する下請け企業は、原則として県内企業をとしなければならない。
②使用する建設資材は、原則として県内産資材をとしなければならない。

県内経済の低迷

- ・平成19年以降倒産件数が増加
建設業が全倒産件数に占める割合は1番高い

目指すべき方向

- ①品質の確保
品質の確保は大前提。さらに建設段階においても、雇用の創出や県内経済活性化等様々な効果を創出させるべき。
- ②県内企業の活用
施工はもとより設計分野を含めて、県内企業の活用を進めるべき。長崎県の気候、風土を理解した企業が受注することは、品質の向上にも繋がる。一方、県内企業の技術力の向上も不可欠である。
- ③適正な元請下請関係
安値競争により、下請企業の従業員への賃金含めた労働環境へのしわ寄せが著しい。適正な元請下請関係を確保し、労働環境を健全化していくことが重要であり、このことは品質向上にも繋がる。

県への提案

1. 早期に導入が可能と考えられる事項

- ①建物構造上可能な場合、工区を分割すること
WTO適用工事においては、それぞれの分割した工区もWTOルールが適用される。
工区数は、作業エリアや進入路の確保等により総合的に勘案し設定する。
- ②JV構成員数について工夫を行うこと
工区分割が困難な場合、県内企業の参加数や出資比率向上の可能性、円滑な共同施工、緊密な意思疎通等施工に及ぼす影響等を勘案しながら、JVの構成員数を設定する。
- ③低入札価格調査方式を見直すこと
施工体制評価点を総合評価落札方式の評価項目とする
施工体制確認型総合評価方式を導入する。
- ④総合評価落札方式において以下の評価項目を追加すること
○設計労務単価同等以上の賃金支払いを宣言
○下請を3次までに限定することを宣言
⑤労働関係法令の遵守を徹底するため、施工体制点検を強化すること
特に厚生年金法、雇用保険法、健康保険法及び労働者災害補償保険法について遵守の徹底を図っていく。
- ⑥主要な工事材料に関する設計数量を試行的に契約数量とすること

2. 導入に向け検討を継続する事項

- ①下請企業や下請契約額を明らかにした上で入札する方式(施工体制事前提出方式)を導入すること。
- ②元請負人・下請負人のそれぞれの義務・責任を明確化し、適正な元請下請関係を確立するための要綱を制定すること。
- ③これまで一式発注してきた建築工事を、躯体・内部仕上げ等に分離して発注する方策を導入すること。

3. 検討体制について

大型建築プロジェクトについて、工区分割や工種分離等の新しい発注方式とするためには、それらに対応した設計内容とする必要があり、設計作業を開始する前に、発注方式を想定した設計の方針を決定する必要がある。決定にあたっては、CMの専門家等の外部の支援や、外部委員を交えた委員会を活用しながら検討していくことが考えられる。

引き続き、具体的な事例を対象に、工事発注方法や設計発注方法等について検討する体制を構築し、発注者、設計者及び施工者の技術向上のための機会を設けることにより、大型建築プロジェクトにおける課題の研究を継続していくべきである。

WTOや工種分離発注についての課題

WTOについて	WTO適用対象工事を工区分割・工種分離を行い発注した場合、それぞれの工事が適用金額を下回ったとしても、WTOルールが適用されることから、JV構成員数やその他構成員の施工実績要件の設定等、県内企業が参加しやすい工夫を行う必要がある。
CM方式を活用した分離発注について	工種を細分化して発注した場合、CMを活用したとしても、①全体の工程管理や安全管理が難しくなる、②瑕疵担保責任が曖昧になり発注者リスクが高くなる、③諸経費率が上昇し工事費総額が増加する等の課題がある。